

会 議 録

1	会議の名称	平成29年度 第1回石岡市空家等対策協議会
2	開催日時	平成29年5月31日（水）午前10時00分から 午前11時00分まで
3	開催場所	石岡市役所 本館 大会議室
4	出席した者の氏名	<p>(委員)</p> <p>今泉会長，三輪（清）副会長，市ノ澤委員，三輪（善）委員， 山本委員，小森谷委員，佐藤委員，高野委員，山口委員， 小松崎委員（代理）</p> <p>(事務局)</p> <p>齋藤部長，遠藤次長，荻沼課長，駒原課長補佐，齋藤係長， 岡野主任</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>建築住宅指導課 高野課長補佐，酒井係長 都市計画課 惣野代課長補佐，青柳主幹 農政課 武川課長 政策企画課 渡辺係長</p> <p>(委託業者)</p> <p>国際航業㈱ 宮野，寺田</p> <p>(傍聴者)</p> <p>傍聴者1名</p>
5	議題	(1) 石岡空家等対策計画（素案）について
6	協議の内容	議事録のとおり
7	担当課の名称	生活環境部生活環境課

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

1) 石岡市空家等対策（素案）について

事務局：

資料1に基づき説明

委員：

石岡市として、今までに行政代執行を行ったことはあるのか。

事務局：

手元に資料が無いので、以前のことは不明だが、合併後は実施した例はない。

委員：

泉町（●●）の空家は、行政代執行することになるのか。

事務局：

特措法の手続きに従って、順次対応して行くことになると思われる。

委員：

法が基本とはなるが、市条例を定めることで、対策がスムーズに進められると思う。

事務局：

市条例については、必要に応じて検討したい。

委員：

未登記の空家が多いと思われるが、どの様にして登記を促すのか。例えば、固定資産税の納付通知に、登記を促すチラシを同封することも一案だと思う。

事務局：

ご意見を基に、担当課と協議したい。

委員：

空家バンク制度は、いつから始める予定か。

事務局（オブザーバー：建築住宅指導課）：

現時点では、いつからとは明言できないが、早期に開始したいと考えている。

委員：

p8に「一戸建て住宅」、「独立住宅」、「戸建住宅」との表現があり、似たものが混在している様に思う。

事務局：

わかりやすい表記としたい。

委員：

「特定空家等」の具体的な判断基準はあるのか。

事務局：

現時点では国のガイドラインを用いて総合的に判断したいと考えている。運用している中

で、さらに詳細な基準が必要になった際には検討したい。

委員：

計画の中身をもう少し具体的に書く工夫をしてもらいたい。例えば、p30の連携概念図では、具体的な組織名や分担内容等を書き込むことで、より具体的な取り組みが見えると思う。

事務局：

可能な箇所については、標記したい。

委員：

この計画を策定した後に、実施計画的なものを策定する予定はあるのか。

事務局：

これまで検討しておらず本計画のみと考えていた。

委員：

そうであれば、この計画にもう少し具体的な施策を書かないと、パブリックコメントをしても、意見の出しようがないと思う。

今泉会長：

特措法では、市が対策計画を策定することができると規定されているが、市の意思で独自に定めるという位置づけと解釈してよいか。

事務局：

その様に捉えている。

会長：

この計画からは市の特徴が見えにくい。石岡では看板建築、八郷では古民家などがあるが、計画書の中では触れられていない。空家をマイナスとばかり捉えるのではなく資源として考え、これらを活用するプログラムを盛り込むことが必要だと考える。

事務局：

全体として再考したい。

委員：

特定空家等を示す4つの状態が、石岡ではどのような傾向であるのかを分析することも、石岡の特徴をつかむという点では有効だと考える。

また、p2に示されている関連計画との連動の中で、本計画が目指しているものを表現したらどうか。

会長：

p4の市の将来人口については、市で定めた人口ビジョンの値を用いるのが妥当である。

事務局：

修正したい。

委員：

空家バンク制度が創設されても、石岡の特徴である看板建築や古民家については、登録される様な性格のものではない。景観づくりの先進地では、町屋バンクやファンドを創設するなど、空家対策とは別の切り口で取り組んでいる。

まちづくりの全ての事柄をこの計画に載せることはできないため、空家対策は、他の関連する計画と連動して取り組むということを表示することが大切であると思う。

委員：

空家所有者への優遇措置は考えているのか。そういうことがないと、なかなか空家問題は解消しないと思う。

事務局：

現時点では、優遇措置は考えていないが、特定空家等として勧告されると、固定資産税の減免措置が打ち切れ、従来の6倍の課税を受けることになる。

3. その他

今後のスケジュールについて

事務局：

本日、様々なご提案をいただいたため、今後の協議スケジュールについては、改めて相談させていただきたい。

4. 閉 会